第５回稲美町総合計画審議会　議事録

１　日　時　　令和３年７月 26 日(月)　18：30～20：50

２　場　所　　役場新館４階　コミュニティセンターホール

３　出席者

委　員　　田端会長、福井副会長、本多委員、高橋委員、佐和田委員、中本委員、佐藤委員、岩本委員、坂田委員、山谷委員、大野委員、下阪委員、大前委員

行　政　　遠藤孝明、沼田弘、山本勝也

事務局　　藤田浩之、井上勝詞、赤松嘉彦、丸山善之、穴田雄暉、コンサルタント１名

４　会議の概要

１　開　会

・事務局より、資料の確認

２　会長あいさつ

会　　長：本日ご説明をいただいた部分については、基本計画において、非常に人と関わる部分となり、皆さんの関心の強いところではないかと思います。計画は非常に網羅的ではあるのですが、どこか稲美町らしいところを何とか作りたいという思いもありますので、本日も、忌憚のないご意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

３　審議事項

（１）基本計画（案）について

・事務局より、基本計画の第２章について説明

（質疑応答）

会　　長：まず、３ページについて意見をお伺いしたい。

委　　員：今年は食生活改善のリーダー講習会を開催することができて、少しメンバーが増えそうだが、会自体はどんどん高齢化しており、大変なことになりそうだと危惧している。また、コロナ禍で本来の活動ができておらず、心苦しい状況が２年続いている。このままでは来年どうなるか心配がある。他にも、いきいき広場に料理を作りに行っていたが、今はコミュニケーションが必要な人との話ができていない。高齢者と若い人の１年は全然違う。話に聞くと、だいぶ弱ってきているし、外出を控えるように言われると、誘いがかかっても行きたくないという話も聞くので、何か手立てがないものかと思っている。今は集まらないでほしいと言われているが、やはり顔を合わせて話ができるのが一番。電話ではなかなか気持ちが伝わらないので、大勢で会って話をして、一緒に食べることが一番だが、それができていなくて、なかなか大変だと思っている。健康づくりの一員

をヘルスの会が担っているが、先々少し心配に思っている。

会　　長：特に高齢者の健康維持に、住民同士の取り組みが重要という指摘だと思うので、みんなで地域における健康づくりに参加しようとなっているが、それを組織化するとか、できるだけ参加を促進するような何か工夫も必要だと思う。もう 1 つ、この部分の健康は、比較的、身体的健康についての内容となっているが、精神的な健康の問題をどう取り上げるのかというところもある。

委　　員：コロナ禍の関係で、例えば、イギリスではサッカーが盛り上がっている。マスクもせずに密どころか超過密な状態になっている状況もある。特に欧米あたりのコロナに対しての考え方は、規制を解除して実施するという考え方をしている。自分の自治会では、グランドゴルフやゲートボールをしているが、参加する人が固定化している。現実として、いきいき広場など、コロナの関係で全くできていないが、できないことが本当に当たり前なのか、色々な方策を講じて実施するような方法は取れないかと思う。特に、人は話をすることによって、自分の精神も健康も保てることがあると思うので、そういう人を対象に訪問する方法を何か取れないかという話をよく聞く。コロナだから何もできないと決めつけている状況になっているのではないかと思う。

会　　長：コロナについては、感染症対策の部分に書かれている。この医療機関との連携は行政の責任なので、そこを進めていくということになっている。例えば、コロナ禍でどういう生活スタイルを作っていくのかということも、行政だけが考えることではないのかもしれないが、行政が少しリードできればという意見だと思う。

先ほど質問した、精神的・心理的な健康の部分についてはどうか。

行　　政：今年度の事業で、いきいき広場の代替事業という形で高齢の方の家に訪問、あるいは電話して、様子をみてもらうような代替事業も進めています。ただ、訪問しても長い時間話をしにくいというところはあります。ワクチン接種について、65 歳以上の方への接種は 7 月末でほぼ完了予定です。現時点で 9 割程度の方に受けていただいています。行政からは、みなさんに集まってくださいとはなかなか言いにくいところがあります。映画館や電車はマスクをしてあまり話をしないので感染しないという話もあるので、マスクをして話をしなければ、それでも良いとは思いますが、みんなで集まってワイワイするのが、いきいき広場の本来の姿なので、飲食はやはりまだ厳しいと考えます。代替事業がどこまでできるかは分かりませんが、家に寄ったり電話したりというような事業は進めているので、行政としてまったく何もできていないというところはないと思っています。

委　　員：健康づくりや食育の推進の中に「健康支援」と書いている。健康支援員制度が始まって 10 年以上になると思うが、この制度の成果はどうか。健康支援員はいきいき広場で色々と活躍されていたと思うが、実際の効果について、町として調査はしているのか。

行　　政：コロナ禍のせいにするわけではないですが、研修がひと月ほど前から始まっています。支援員一人ひとりが健康に対する意識を持って、少しずつでも輪が広がっていけばという形になっていますので、成果について、なかなか数字や実態としての話はしにくいですが、活動を続けていくことが大事だと考えていますので、今後も続けていきたいと思っています。

委　　員：国岡は範囲が結構広いが、健康支援員は３年が任期になっている。ところが、何回もしている人もいるのではないか。健康になるという勉強して人に伝えていくことをしているが、それを繰り返してもあまり意味がないと思う。なかなかなり手がいないのだと思うが、何か手立てはないものかと思う。

行　　政：役員のなり手がなかなかいないというのは、すべての組織において同じ課題です。高齢化の話もありますが、なかなか難しいと思っています。無くしてしまうことは簡単ですが、先々のことを思えば、続けていくことがとても大事だと思っています。大きな成果の期待はありますが、皆さんに地道に継続していただいている状態です。稲美町では、介護の必要な方があまりいないことが実態としてはありますので、そこは成果ではあると考えています。今はなかなか活動しにくいですが、ワクチンの接種も進んでいますので、活動も再開できるだろうと考えています。今しばらくお待ちいただければと思います。

会　　長：支援員が自治会から出される形であれば、支援員制度を充実させるために、共助において、自治会で協力しましょうとか追加することもできるのではないか。

委　　員：良い制度だと思っているが、今は中途半端な進め方になっていて、実際に成果があがっているのか見ていないのではないかと感じている。数字で表すのが難しくても、毎年どういう成果が上がっているのか、何か形で表してもらいたい。制度そのものは非常に良いと思うので、町民の健康のためにもう少し進め方を変えてもらえたらと思う。

会　　長：非常に建設的な意見をいただいたと思う。共助の取り組みのどこかに少し加えていただけたらと思う。

続いて、４ページについて、意見や質問があればお伺いしたい。

委　　員：自助の取り組みに「不要不急の医療受診を控え」とあるが、想定されているのはどの年代なのか。本人は必要だと思って受診していると思うが、敢えてきつい言葉を書くことで自覚を促すということなのか。いきいきサロンで、高齢者の医療費が膨らんでいるという話をすると、本来、定期受診をしないといけない方が医療費を増やさないよう、行かなくなるなど、真面目に考える人ほど受診を控えてしまうこともある。子どもの夜間救急が減った時に、ホームページを見てこういう症状であれば朝まで様子を見ても大丈夫ということもあったが、そんな感じで、本当に今すぐ受診しないといけないのか、救急車を本当に呼ばないといけない状態かというのを周知する機会というか、いきいきサロンで健康教育や講座をしているが、年１回で、すべての会場で実施しているわけではないところもある。医療についての正確な情報を、自分でスマホとかで検索されている方も多いとは思うが、自分でも情報を取っていかないといけないし、共助の中でも教え合うとか、「不要不急の医療受診を控え」という言葉の表現に引っかかってしまった。

会　　長：共助に、保健制度や社会保障制度への理解とか医療のことをしっかり書いていただくことの重要性について意見をいただいた。不要不急の医療受診を控えるという部分については、実際に受診控えによって、特にがん医療では非常に大変な問題が起きているという部分もあるので、削除も含めて検討いただきたい。例えば、先ほどの医療の関係で、病院を守るために住民たちが組織化して、救急車呼ばなくてもすむように考えようとか、共助の仕組みの中でそういうものを作っていくことも大事だと思う。

また、文章には「医師会等関係機関と連携」とあるのに対し、施策の方向性には医師会の話が出てこないが、これは良いか。文書内の関係機関は医師会のことか。ICT の活用については、今後マイナンバーと保険証を統合するという話もあるが、今後の方向性として、そういうことも想定しているのか。それとも、遠隔医療とか、病院に行かなくてもネットで診療を受けられるようになるとか、そういうことを想定されているのか。

事 務 局：ICT についてどう発展していくかは、今後の課題だと思っています。遠隔医療等まで入り込んでいるわけではありませんが、今後そういうことが想定されるので記入しています。

委　　員：自助の取り組みの 2 つ目と 3 つ目は、解釈すれば、内容は同じだと思う。3 つ目は要らないのではないか。上の 2 つで全部カバーしているのではないかという気がする。

会　　長：続けて 5 ページで意見や質問があればお願いしたい。

1 番の子育てしやすいまちの実現は行政施策が中心で、2 番目の社会全体で支える子育ての推進は、住民、地域コミュニティのところになると思うが、これが共助のどの部分に対応するのか。例えば、ファミリーサポート事業に会員登録しましょうというのはどこに当たるのか、いなみっこ広場を拠点にするということであれば、共助のどこにあたるのか、そのあたりの整理について考えているのか。2 番目の社会全体で支える子育ての推進は、住民とともに進めていくことで、それを行政がバックアップしていくというイメージであったが、そうであればそこと共助の部分がリンクすると思っていたが、どうか。

事 務 局：いなみっこステーションやファミリーサポート事業は、住民の協力がないとできないことなので、地域ぐるみで子育てを支援するという大きな括りの中に入っているという理解でお願いします。また、いなみっこ広場は 5 月にオープンした子育て交流施設であるが、この施設を中心に、今後、子育て支援をしていこうというところです。

委　　員：子育てしやすいまちの実現に関して、学童保育について教えてもらいたい。個人の話で申し訳ないが、私は近所に小学生 3 人の孫がいて、全員が学童に行っているが、お金が高い。夏休みは短期とか色々とやりくりしている。タダにしてほしいとまでは言わないが、もう少し町としての支援があればと思う。共稼ぎの人が大半だと思うが、子どもの学校のために会社を休むとか、色々な苦労をやりくりしている。色々と制約もあるようだが、学童保育できちんとみてもらえると助かるが、金銭的に厳しい。1 人だと何とかなっても、3 人いれば 3 倍なので、経済的に負担が大きい。予算を投入して少し何かこういったことにも力を入れてもらいたい。

行　　政：放課後児童クラブは、そもそもの目的が放課後に保護者が見ることができない子どもの生活の場というところから始まっています。元々は、各学校の保護者会の方が作り、それが放課後児童クラブとなり、行政の国や県の支援も入ってきました。予算的にはだいたい、国・県・町でそれぞれ 3 分の 1 ずつ持っていて約 4,000 万弱ぐらい、それと利用者からの負担で、支援員の給与や子どものおやつ代などを賄っています。稲美町内全部で年間 7,000 万程度の予算で指定管理者にお願いしています。今回のコロナ禍においても、なかなか仕事を休むことができないということもニュースなどで報道されていたと思いますが、そういう保護者の子どもの居場所としての大事さが改めてわかったと思い

ます。支援員も、昼頃から夜までの勤務というところで、なかなか人材が見つからずに運営が難しいところもあります。ただ、放課後の子どもを社会全体で見ていくことの大事さはクローズアップされてきているので、その支援については引き続き強化できるところはしていきたいと思います。

会　　長：行政として力を入れるかどうかということだと思うが、どこまで明確にされるか。例えば、明石市ではこのあたりを明確にしているが、稲美町の場合はどうか。計画書に書けば、必ず進めないといけないという考えもあるが、どうか。

委　　員：子育てはそれぞれの家庭で育てるのが当たり前だが、地域で育てるという意味では、稲美町で子どもが育ってほしいと言うのであれば、誰もが嫌がる税金を上げるしかないと思う。目的税みたいにすれば、賛同する人も結構いるのではないか。そんなに高い税金は無理だが、地域で子どもを育てると言うのであれば、地域の人がお金を出すということも１つの考えではないかと思う。

会　　長：社会全体が支える子育ての推進について、地域で支えると読み替えれば、お金を含めた町の役割などをもう少し記載しておくことも検討できるかと思う。

事 務 局：放課後児童クラブについては、13 ページの教育のところで挙げています。一番下の「子育て支援の充実」で、放課後児童クラブとか幼稚園の預かり保育等を盛り込む形で項目出しをしています。明石市の施策はよく比較されるが、稲美町としては、引き続き子育て支援の充実を図るという形で、総合計画ではこういった書き方としたいと考えています。

会　　長：続いて、6 ページについて質問や意見があればお願いしたい。

委　　員：民生児童委員や補助委員はそれぞれの学校で違うと思うが、学校へ迎えに行って一緒に帰ってくるという取り組みをしているが、これはそれぞれの学校で統一して実施しているのか。もう 1 点、うちの自治会の子どもで、7 時 35 分頃になると集合場所から学校に向けて出発しているが、1 人の特定の子が遅れているのをよく見かける。話をしても黙ったままで何も言わない。そういう状況は学校では把握しているのか。子どもの見守り隊など、それぞれの自治会でベストを着て実施しているが、あの制度は自治会でお任せになっているのか、それとも行政からこういう格好で実施するようにという指示をしているのか。

行　　政：12 ページの安全教育の推進のあたりに関わる部分だと思います。登下校のボランティアについては、地域にお願いしていますが、自主的に関わってくださる方がいますので、それぞれの学校で地域との関わりの中で進めています。登下校に遅れる子がいることについては、学校で先生方も折に触れて一緒に登下校しているので、その中で把握していると思いますが、話のあった子どもについて学校で把握しているかどうかは個別の話になりますので、確認する必要はありますが、心配な子どもがいるということであれば学校に連絡をして把握しているかどうか確認することはできます。それから、防犯ベストについては教育委員会ではなくて、危機管理課になります。地域で防犯パトロールのボランティアをしている方については、県からの制度があってベストが配布されていたと思います。

委　　員：最近特に、子どもが交通事故に巻き込まれて死亡するといったことがあるが、指導員は

子どもが集団で登下校する時に見るだけで、個別に登校する子どもまでは見ていない。子ども会か地域の自治会とか、子どもの親と話をするのはなかなかできない。小学校 2 から 3 年生くらいの子どもなので本当に心配している。もし事故が起きると、また色々な問題が出てくると思うので、状況把握についても情報を待つのではなくて、対応してもらえたらと思う。親の責任かもしれないが、そういう状況が現実としてある。

会　　長：「安心して子育てを楽しむことができるよう、結婚から妊娠、出産と継続して支援」とあるが、たとえ結婚しなくても妊娠・出産はするので、外してもらいたい。国内では結婚してからの出産が圧倒的に多いので、こういう書き方にしていることは分かるが、時代も変わりつつある。また、結婚の話は後半にもあまり出てこないので、敢えて書く必要はないと思う。妊産婦の時代から、小さい子どものところまで、一貫して支援することは非常に大事だと思うので、それはしっかりとサポートいただいた方が良いと思うが、結婚支援は別のところで考えていただければと思う。合わせて、生涯未婚率という言葉もあまり使われない。50 歳時未婚率という言葉を使っている。50 歳まで結婚しなかったら生涯結婚しないだろうというのは海外では差別だとされていて、こういう言葉を使っているのは日本だけなので、そこも注意いただければと思う。内容的には、妊娠から出産、乳幼児までの一貫した支援は非常に良いことだし、そのための相談体制は非常に重要だと思う。

それでは、次に 7 ページについて、何か意見や質問はあるか。

委　　員：社協も地域共生社会を実現するために頑張れと言われているが、「共生」共に生きるという時に、私たち一人ひとりが、どういう人を一緒に生きる仲間として捉えているのか。共助の取り組みに「各団体が機関誌を発行するなど」とあるが、それより、横にどうつながっているかの方が大事だと思う。先ほどの話にもあったが、子どもを見守る会のベストは危機管理課だけど、子どもたちは教育委員会というように、それはあちらの管轄、これはこちらの管轄、といったことをしていると、なかなか共生は難しいと思う。

会　　長：自立のための相談支援について、生活困窮のためというのは、地域福祉計画で生活困窮者自立支援法に基づいた計画を入れることになっているので、そこを踏まえての記入だとすると、自立という表現は経済的自立を想定していると思う。ただ、安心して社会参加ができないのは、必ずしも経済的な理由だけではないと思うので、生活困窮に限った話であるならば、これはもう少し明確にした方が良いと思う。例えば、「ひとり親世帯などに関して」と書いているが、そこがすべて生活困窮というわけでもない。もちろん実際にはそういうケースが多くて、割合としては高いが、書き方としてどうかと思う。

それから、3 番目の連携による福祉のまちづくり、内容は良いと思うが文章が分かりにくい。例えば、「支援を必要とする人が、地域の中で自立した生活が送れるよう支援する」の部分で、言いたいことは分かるが、少し文章が分かりにくいので、少し考えたらどうかと思う。また、先ほど委員から共生という言葉も出たが、支援する人と支援される人を分けるのではなくて、ある時は支援する側、ある時は支援される側になるかも分からないので、お互いに助け合い支援し合っていく形だと思う。支援が必要な時に支援を受けることは絶対に大事であるが、支援する側と支援される側が分かれるわけではないので、書き方を少し考えていただけたら良いと思う。

委　　員：保育園として、子育て支援とか地域福祉にとても深く携わっている。先日も、役場や社会福祉協議会の方が、保育園に子育て支援について見学に来ていたが、そういうところからも交流が広がると思うので、保育園をどんどん利用していただきたい。ヘルスの会やいきいき広場の方々とも、子どもたちと交流を持てたらと思う。私たちもどんなことしているのか興味があるので見学に行きたいと思っている。交流できたらと思う。

会　　長：横のつながりという話もあったが、そういったことを作っていくことが地域福祉としては非常に重要だと思う。

それでは、次に８ページ、障がい者福祉の部分について意見や質問があればお願いしたい。共助の取り組みの「合理的配慮に努めましょう」というのは、どういう意味か。障害者差別禁止法における合理的配慮ということか。

行　　政：スロープ等のバリアフリーといった観点もありますが、そこまで大層なことではなく、もう少し身近なところでの配慮、相手の立場に立った配慮というイメージになります。体の不自由な方の立場に立って全体を見ると、見えてくるところがあるという意味合いで考えています。

会　　長：合理的配慮となると、障害者差別禁止法に基づく合理的配慮になると思うので、「合理的配慮に努めましょう」だと意味が分からなくなるので、回答いただいたような意図であれば、もう少し分かりやすく記入いただければと思う。

委　　員：だれもが安心してくらせるまちづくりとなっているが、障がい者や高齢者を主体として書かれていて、分けられてしまっているように感じる。また、今の障がいは見た目では分からないことが非常に多い。普通に社会生活を送っている方が障害者手帳１級であることもあるし、見た目は普通でも話していると上手くコミュニケーションが取れない人も多い。そういう人も一緒に受け入れていくことが「共生」だと思う。自助の取り組みで、障がいに対する理解は必要だと思うが、一緒に、なぜか「障害者施設でつくった物品を購入しましょう」がある。それより大事なことはないのかと考える。

行　　政：個人でできることとして、自助の取り組みを掲載しています。

委　　員：物を売る・買うという部分では、普通の一般企業と競合しても勝てるものでないと仕事や事業としては成り立たないということで、障害者の賃金を上げていこうという補助を色々と実施している。例えば、クッキーも美味しければ買うと思う。行政が優先購入する制度と自助を結びつけるのはどうかと思う。

会　　長：個人ができることを自助と考えているという捉え方であったので、書き方を少し考えていただきたい。障がい者雇用については、どこか出てくるところはあるか。

事 務 局：「社会参加の促進」の４行目、「関係機関と連携し、就労支援に努めることで」の部分に記載しています。

会　　長：次に９ページの高齢者福祉の充実について、何か意見や質問があればお願いしたい。先ほど、健康の部分で保険の話も出ていたが、きちんと介護保険を払うという内容も入れておいた方が良いかもしれない。先ほどフレイルの話もあったが、介護予防はどこかに記載はあるか。

行　　政：保健福祉サービスの充実の真ん中あたりに記載しています。

委　　員：介護保険サービスの充実について、国も色々な制度を作ってくるが、それを引き受けて

くれる事業所がない。引き受けたくても、人がいなくて引き受けられない。そういう状況に追い込まれつつあると思うので、サービスを充実させると言うのであれば、マンパワー、人材も町で頑張って作りますという内容があればと思う。介護保険が始まる前は、町でヘルパーを養成していたと聞いている。関わる方が増やせなければ難しいと思う。

会　　長：確かに、介護人材に関しては県社協でもずっと取り組んでいるが、地域独自で人材を増やす方策も必要ではないか。例えばトライやるで介護施設に行く中学生もいると思う。社会福祉学科の学生を見ると、多くの学生が小さい頃に関わった経験がある。やっぱり関わらないと、なかなかその分野に関心を持たないと思う。地域の中で介護人材を育成していくために、何か検討されていることはあるか。

行　　政：人材については難しい問題です。今はなかなかできていない状況がありますが、社協と役場がタイアップして、どんどん地域に入っていくような形でなければ、なかなか準備は進まないと考えています。より一層、連携していきたいと考えています。

・事務局より、基本計画の第 3 章について説明

（質疑応答）

会　　長：11 ページについて、質問や意見があれば、お願いしたい。

委　　員：11 ページの自助の取り組み、「地域の伝統文化や地域行事を学びましょう」は、13 ページの地域と連携した教育の推進に挙げられても良いと思う。それから、共助の取り組みの 3 番目の「学校と地域社会が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう」の部分について、13 ページにも同じ内容が書かれているので、どちらか 1 つで良いのではないかと思う。

行　　政：11 ページの「地域の伝統文化や地域行事を学びましょう」について、このページは学校教育の充実ということで、自助・共助の取り組みはなかなか書き出しにくいところがありますが、豊かな心やキャリア教育などのさまざまな場面で、自分が社会の中でどう育っていくかを踏まえた内容となっていますので、地域のことを知る、地域行事とか伝統文化を学んで自分が大きくなっていく基になるところであり、自助の取り組みとして記載されています。「学校と地域社会が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう」については、委員の指摘の通り、13 ページの共助はコミュニティスクールを踏まえた記載となっています。11 ページでも、地域の中で子どもを育てていくという部分があるので記載されています。どちらか 1 つということであれば、13 ページがふさわしいと考えています。

委　　員：保育園・幼稚園・学校の連携をもう少し深くできればと思う。稲美町では、保育園は公立がなく、社会福祉法人ばかりになるので、どうしても幼稚園や小学校との溝が少しあり、こちらから積極的に出向かないと連携がなかなか取れない状況がある。2 年ほど前から、小学校との連携も試してはいたが、小学校の先生は忙しいようで、連携を取ることが難しい印象がある。コロナ禍もあり、なかなか交流が持てない状況になってしまったが、他県では小学校スタートカリキュラムが既に作られている。専門的な話になるが、稲美町として、スタートカリキュラムを小学校もまず作っていただかないと、次の保育園としてのカリキュラムが作れないが、教育委員会はどのようにお考えなのか。

行　　政：スタートカリキュラムについては、準備を進めていると聞いています。小中学校との連携については、12 ページに記載していますが、小学校から中学に上がる時に中学校の先生が小学校を見に行ったり、逆に小学校の先生が中学校に見に行ったりしています。また、中学の先生が小学校へ出前授業に行くなど、それぞれがお互いの活動を見ることは進んでいます。そういう重要性の認識は進んでいますので、実際に幼稚園と小学校も連携しているし、保育園とも連絡しています。特別な支援が必要な方の発達相談でも、色々と連携しています。そのあたりも踏まえ、幼稚園や保育園でも幼児期までに育ってほしい姿として示されていますので、連携は可能なところから進めています。

会　　長：キャリア教育も大事だが、例えば、市民性教育はどうか。教育委員会の立場ではないので答えにくいかもしれないが、教育方針は町が作らないといけない。学校では、最近だと、模擬教育をしているところもある。地域との関わりで言うと、地域を知っていくことで、シビックプライド、地域に誇りを持つことにもつながる。

行　　政：豊かな心の育成やキャリア教育の中にも含まれてくる内容かと思います。また、社会の中で、どういう関わりを持って育ってきたかというところだと思います。豊かな心の育成については、自他の生命の尊重とともに、複雑で困難な社会の中で、どう主体的に考えて行動していくか、色々な人との関わりを持つかというところで、それが生きる力を育むという部分で、大きな意味で書かれていると考えています。

会　　長:それでは、12 ページの魅力ある学校園づくりについて、何か意見があればお願いしたい。

委　　員：計画書に載せるような話ではないが、いきいき広場の関係で、私たち民生委員が訪問した時に、話し相手がいないといった悩みを多々受け止めている。ワクチン接種が進んだ場合に、例えば、接種した人はいきいき広場に参加できるとか、条件付きでも良いので開くことによって、認知症とかフレイルの防止につながっていくのではないかと思う。今はいきいきサロンとかいきいき広場は止まっているが、高齢者はいきいき広場等で友だちと話したり運動したりすることで、認知症の予防にもつながっている。もし考える余地があれば、考えてもらいたい。

会　　長：幼小中連携については、先ほどの話だと、お互いに見学や出前授業をしているということで、例えば小中一貫校を考えているというわけではないのか。

事 務 局：そこまでは考えていません。

会　　長：安全について、先ほども議論が出たが、見守るだけなのかということ。見守って課題を見つけた時にどうすれば良いのかというところ。

行　　政：登下校の安全については、例えば、通学路の横断歩道や信号などの危険な箇所については、通学路の安全対策協議会を組織していて、加古川土木事務所や加古川警察署、学校、PTA などと、毎年、通学路の点検を行い、危険な箇所があれば対策を実施しています。防犯についても、教員が下校指導をしていると話しましたが、その中でも、学年に応じた指導を行っています。見通しが悪いところや人がいないところなどを指導したり、子ども 110 番の家に行って顔合わせをしたり、そういう機会を持っています。ハードとソフトの両面から、定期的に常に改善できるところは何かというところで進めています。

会　　長：最後の「安全教育の推進と教育環境の整備」について、安全教育の推進として防犯対策や防災訓練とあるが、大規模改修が入っているのは何か意味があるのか。よほど危険な

箇所があるとか耐震化がまだ備わっていないことはないと思うが、安全教育の推進と教育環境の整備が一緒になると違和感がある。どうして一緒になっているのか。

行　　政：項目数が多くなってしまうので一緒にしている部分もありますが、校舎が古くなってきている所もありますので、そういった部分で安全・安心としてまとめています。また、「大規模改造工事等」と書いていますが、古くなったから改修することだけではなく、最近だと、空調の整備、トイレの洋式化や多機能トイレの設置、バリアフリー法の改正に伴うエレベーター設置などを整備していくということで、教育環境の整備としてまとめています。

会　　長：次に 13 ページについて、何か意見や質問があればお願いしたい。
2 番目の「青少年の健全育成」の中の「非行等の低年齢化」という枕詞はよく使われるが、稲美町においてもそうなのか。

行　　政：非行等の低年齢化等については、青少年問題協議会という組織で 8 月と 2 月に情報交換会があり、その際に警察関係等から情報提供がありますが、稲美町においては、そんなに低年齢化にはなっていないであろうという報告があります。ただ、最近はスマートフォン等の使用で潜在的になっていることもありますので、数値に表れていない部分があるので心配だという話はありました。

会　　長：自助の取り組みの中で、学習習慣づくりとあるが、身の安全を守るようなこと、子どもたちのスマートフォンに制限をかけるソフトがあるので、そういうものを推奨している自治体もある。

行　　政：GIGA スクールでタブレット端末を配布しており、その中では推奨しています。具体的な使用については、モラルの教育の中で家庭にも呼びかけています。

会　　長：コミュニティスクールの話が大きく出ているが、ともに進めていく取り組みのどこに入るのか。

行　　政：「地域で連携して、子どもの健全育成に取り組みましょう」や「学校と地域社会が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう」のあたりになると考えています。

会　　長：コミュニティスクールとはどんなイメージか。例えば、学校に行けない子どもがコミュニティスクールに通うケースもあるが、そういう意味ではないのか。

行　　政：地域と共に学校があるということで、学校運営に地域の声を反映するところの役割が法律の中にも出てきており、その中で組織を作って関わっていただくという内容となっています。学校評議員では第三者的な形で意見を言っていただく形ですが、コミュニティスクールは実際に運営にも地域の方の声が入り、その意見が反映される、地域とともに進めていく、今まで以上に中に入り込んでくるという制度になります。

会　　長：次に 14 ページについて、何か意見があればお願いしたい。
2 番目の「学習を支える人づくり」で、自治会の生涯学習推進員という組織があって、その推進員が中心となって地域ぐるみの組織改革を構築するというのは、どういうイメージなのかよく分からない。

行　　政：各自治会の生涯学習推進員については、稲美町に自治会が 65 ありますが、それぞれに人権とまちづくりの合計 2 名の生涯学習推進員を設置していただいています。そのまちづくりの推進員が、まちづくり委員会を通じて、さまざまな事業を行っております。桜ウ

ォーキングや夏まつり、スポーツ大会などのまちづくり委員の中に、生涯学習推進員にも入っていただき、地域ぐるみで活動していきます。組織体制の構築とは、組織に入って活動していくという意味で、生涯学習推進員にまちづくりを支えていただくこと、それが生涯学習を支える人づくりに寄与していただくということで記述しています。

会　　長：各種講演会は生涯学習推進員が行い、生涯学習推進員が組織をつくって、支える人づくりを推進するということか。

行　　政：各種講演会は自治会における学習会という意味で書いていますので、表現を見直します。

委　　員：夢づくり案内人という言葉は何度か聞いたことがあるが、貴重な知識や技術を持った方に来ていただこうと思った場合、どうしたら良いのか。

行　　政：夢づくり案内人の事務局は生涯学習課になります。生涯学習課で人材バンクとして夢づくり案内人の冊子を作成しています。まだ人数は少ないですが、登録している方が約 30 名いますので、音楽とかスポーツ、マジックなど、色々な分野から選んでいただき連絡をしていただくという形になります。まずは生涯学習課に連絡をいただければ紹介します。

会　　長：夢づくり案内人の登録を促すだけではなくて、広報というか、まずは知っていただく、登録人数を増やしていくことについても入れていただく必要があると思う。
次に 15 ページについて、何か意見や質問があればお願いしたい。スポーツクラブ 21 は学校開放とも関係あると思うが、それは特に問題なく小学校で実施しているのか。

行　　政：スポーツクラブ 21 は、学校施設を使うこともありますが、学校開放事業とは別になります。学校開放事業は平日夜間と土曜日・日曜日で、主に小学校の体育館とグラウンドを、地域の皆さんに開放しています。スポーツクラブ 21 については、クラブハウスで活動されることもありますし、学校の施設や町の体育館を使うこともあります。小学校区でそれぞれ独立してスポーツクラブ 21 の組織があり、そこで各々講師を呼んでさまざまなスポーツをしていますので、学校開放とスポーツクラブ 21 は少し意味合いが違います。

会　　長：次に 16 ページの、芸術・文学の振興について、質問や意見があればお願いしたい。

副 会 長：町史の再編纂の取り組みは、今、どのレベルまで進んでいるのか。

行　　政：町史については、昭和 57 年 12 月に初版が発刊されています。そこからの約 40 年間の歴史等を再編纂するために人選といいますか、資料館に臨時職員として歴史に詳しい方に来ていただいています。本格的に動き出すのは令和 4 年度以降になると思います。初版の町史は、編集期間に約 18 年かかっています。今回の再編纂にあたっては、どこを重点的に取り組むかなど、現時点では基礎的なことについて検討している段階なので、今からの事業となります。

会　　長：基本方針で「暮らしに潤いとやすらぎをあたえる芸術・文化の振興に向けて、施設の充実と効率的な運営に努めるとともに」とある。施設の充実は分からなくはないが、効率的な運営をすることで芸術・文化が振興できるのか。おそらく文化会館とか公民館の会館施設をイメージしていて、そういったところをなるべく有効に使っていただきたいということは分かるが、文化振興と効率的な運営の部分のロジックが理解できなかった。

行　　政：文化の森には、文化会館、コスモホール、ふれあい交流館、図書館があります。ふれあ

い交流館は 24 のサークルの方が主に使っています。最近はコロナ禍で活動が縮小になっている部分もありますが、文化会館は、普段でも使われない日が多いので、できるだけ使う機会を増やすため、コスモホール独り占めやピアノの貸館をするなど、能率的に施設を使っていただくことで、効率的な運営という表現をしています。

会　　長：利用促進という形になるかと思う。
次に 17 ページについて、質問や意見があれば、お願いしたい。

委　　員：自助の取り組みの一番下の「人権意識を高める会話」とはどんな会話なのか。

行　　政：前回の計画にも記載のある内容です。基本方針の中でも「お互いの人権を尊重し」や、地域における人権学習にも「多様性を認め合いながら」とあるように、自分の思い込みで話をすることが、相手や社会からみると人権感覚的にふさわしくない部分があるのではないかというところを意識していくことです。また、そのために人権教育などで正しい理解を深め、人権大会に参加して人権に関する理解を深めていくところにつながっていくという意味合いで書いています。

副 会 長：前回の計画では「家族間で」とある。

会　　長：男女共同参画ではそういうことがよく言われているし、最近の言葉では「ポリティカル・コレクトネス」といった言い方もしている。正しい用語の使い方ということになるが、家族間でとなるとなかなか難しい。言葉の表現から意識を変えていこうということだと思う。

委　　員：コロナの関係では、ウイルスに対しての正しい理解がなければ、なかなか進んでいかない状況になると思う。今までのように、一般の人権ということではなくて、これからの日本社会も含めて、世界的な情勢を踏まえて記載することはできるのか。

行　　政：コロナについて、ウイルスや病気が怖いのではなく、ウイルスや病気をもとにした差別が怖いというところで、コロナ禍で人権について考える時にきていると言われています。この中でも、具体的には読み取れないかもしれませんが、「人権を尊重し」とか「多様性を認め合う」心を育みます。自分がものを計る尺度にない状態にある人を排除しようとするところがありますので、基本的には、お互いの人権を尊重するところからスタートしていくものだと思っています。コロナに関することを読み取れるような修正ができるかどうかついては、検討させていただきます。

会　　長：次に 18 ページの男女共同参画について、質問や意見があればお願いしたい。
17 ページに性的マイノリティを入れているのは何か理由があるのか。

行　　政：国の新しい男女共同参画の計画にも性的マイノリティの方を含めてみんなで一緒に考えていこうといったことが書いていますが、さらに広い範囲・範疇になると思っています。最近、性的マイノリティは色々な場面で出てくるようになりました。履歴書に性別の記載がなくなったり、学校の制服を見直したり、トイレを多機能トイレとしたり、色々な場面で出てくるようになりましたので、そういったところを踏まえて、共助の取り組みの中で、理解を深めましょうという内容を記載しています。

委　　員：そういう考えであるのであれば、18 ページの共助の取り組みに、「男女が」と男性と女性を規定するのではなく、含めた形にはしないのか。

行　　政：国の方針が男女の性差や社会的な立ち位置を埋め、女性の立場を上げていくといった流

れがある中で、性的マイノリティも含めた形で書かれていますが、男女共同参画の中で、男女を統計的に比べて数値を上げていこうという立て付けになっていますので、そこまで書ききれるかというと難しいところがあります。

会　　長：今までの男女共同参画は、戸籍上の生理学上の性によって、社会上の役割が決められている状況をやめるということ。それに対して、LGBTQ は生物学的な性と社会学的・医学的な性の違いを認め合うということなので、少しアプローチが違う。そういうことも含めて、一人の人権として見ていくということには変わらない。今のところは、男女共同参画社会基本法の法律用語で使われている言葉なので、新しい用語を作るのは難しいのではないかと思う。

最後に 19 ページについて、何か意見や質問があればお願いしたい。

副 会 長：現在、町内に在住する外国人の人数は分かるか。

事 務 局：現在は 500 人を少し超える程度になっています。コロナの関係で若干減っていますが、人数はそこまでは変わらないと思います。

会　　長：共助の取り組みで、「国際交流活動に協力しましょう」だけではなくて、500 人の外国人の方は、町民全体からすると、まだマイノリティな部分ではあるが、今後もう少し拡大していけば、さまざまな困りごとに対応していく必要が出てくると思う。日本に単身で来られている本人は言語ができても、呼び寄せた妻や子どもは日本語ができない場合、困り事にどう対応していくか。行政で対応するのはなかなか難しいので、共助が必要ではないかと思う。国際交流だけではなくて、地域で関わっていく機会を増やしていくことがこれから必要になると思う。実際どういう方々がいて、どう関わっていくかというところは、これから勉強していかないといけないと思う。

４　その他

・事務局より、今後のスケジュールについて説明

５　閉会